

別表

種目	品目	対象者	性能	耐用年数
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害の2級以上の障害者	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年
	特殊マット	下肢又は体幹機能障害1級(児童の場合は2級以上)の障害者等(常時介護を要する者に限る。)	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5年
		重度又は最重度の知的障害を有する障害者等		
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級の障害者等(常時介護を要する者に限る。)	尿が自動的に吸引されるもので、障害者又は介護者が容易に使用し得るもの	5年
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害者等(入浴にあたって、家族等他人の介助を要する者に限る。児童の場合は3歳以上)	障害者等を担架に載せたままリフト装置により入浴させるもの	5年
	体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上の学齢児以上の障害者等(下着交換等にあたって、家族等他人の介助を要する者に限る。)	介護者が障害者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5年
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害者等	介護者が障害者等を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4年
	訓練いす	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害児	原則として付属のテーブルを付けるものとする。	
	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害児	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	

自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能に障害があるため、入浴に介助を要する障害者等(児童にあっては、3歳以上)	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者等又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、住宅改修を伴うものを除く。	8年
	便器	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害者	障害者が容易に使用し得るもの(手すりを付けることができる。)ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年
		下肢又は体幹機能障害2級以上の障害児(手すり付のものとする。)	手すりつきのもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年
	頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害、及び知的障害者・児として重度又は最重度と判断され転倒等により頭部を強打する恐れのある障害者等	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	3年
	T字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害4級以上の支えの必要な障害者等	障害者の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安全性を有するもの	3年
	移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害3級以上の家庭内の移動において介助を要する障害者等	概ね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること ア 障害者の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安全性を有するもの イ 転倒防止、立ち上がり動作の補助、段差解消等の用具とする。 ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年
	特殊便器	知的障害者・児として重度又は最重度と判断された、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な学齢児以上の障害者等	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもので、介助者が容易に使用し得るもの。ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く。	8年
上肢機能障害2級以上の、学齢児以上の障害者等				

	火災警報器	身体障害2級以上又は知的障害重度又は最重度と判断され、火災発生の感知及び非難が困難な者のみの世帯又はそれに準ずる世帯の障害者等	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を發し屋外にも警報ブザーで知らせうるもの	8年
	自動消火器	身体障害2級以上又は知的障害重度又は最重度と判断され、火災発生の感知及び非難が困難な者のみの世帯又はそれに準ずる世帯の障害者等	室内の温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火しうるもの	8年
	電磁調理器	視覚障害2級以上で視覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯の障害者又は知的障害重度又は最重度と判断された18歳以上の障害者等	視覚障害者が容易に使用し得るもの	6年
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上の学齢児以上の障害者等	視覚障害者が容易に使用し得るもの	10年
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級以上の聴覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯の学齢児以上の障害者等	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	10年
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害3級以上の3歳以上の自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う障害者等	透析液を加温し、一定の温度に保つもの	5年
	ネブライザー	呼吸機能障害3級以上又は同程度の身体障害の学齢児以上の障害者等	障害者が容易に使用し得るもの	5年
	電気式たん吸入器	呼吸機能障害3級以上又は同程度の身体障害の学齢児以上の障害者等	障害者が容易に使用し得るもの	5年
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う障害者	障害者が容易に使用し得るもの	10年
	視覚障害者用体温計(音声式)	視覚障害2級以上の視覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯の障害者等	視覚障害者が容易に使用し得るもの	5年
	視覚障害者用体重計	視覚障害2級以上の視覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯の障害者等	視覚障害者が容易に使用し得るもの	5年

情報 意思 疎通 支援 用具	携帯用会話 補助装置	音声機能若しくは言語機能障害者等で発 声・発語に著しい障害を有する学齢児以 上の障害者等	携帯式で、ことばを発声又は文章に 変換する機能を有し、障害者が容易 に使用し得るもの	5年
	情報・通信 支援用具	上肢機能障害2級以上又は言語、上肢複合 機能障害2級以上の学齢児以上の障害者 等で、文字を書くことが困難な障害者等	かな、漢字、英数字による文書作成 が可能で、編集、校正及び記憶機能 を有し、障害者が容易に使用し得る もの(プロテクター、プリンター等 を附帯することができる。)	6年
	点字ディス プレイ	視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級の重度 重複障害者等で、意思の疎通が困難な障 害者等	文字等のコンピュータの画像情報 を点字等により示すことのできる もの	6年
	点字器	視覚障害者等	標準型(真鍮板又はプラスチック)	7年
			携帯用(アルミニウム又はプラス チック)	5年
	点字タイブ ライター	視覚障害2級以上の障害者等で修学若し くは就労している又は就労が見込まれる 障害者等に限る。	視覚障害者が容易に使用し得るも の	5年
	視覚障害者 用ポータブ ルレコーダ ー	視覚障害2級以上の学齢児以上の障害者 等	① 音声等により操作ボタンが近 く又は認識でき、かつ、DAISY方 式による録音並びに当該方式に より記録された図書の再生が可 能な製品であって視覚障害者が 容易に使用し得るもの(録音再生 機) ② 音声等により操作ボタンが近 く又は認識でき、かつ、DAISY方 式により記録された図書の再生 が可能な製品であって視覚障害 者が容易に使用し得るもの(再生 専用機)	6年

視覚障害者 用活字読上 装置	視覚障害2級以上の学齢児以上の障害者 等	文字情報と同一画面上に記載され た当該文字情報を暗号化した情報 を読み取り、音声記号に変換して出 力する機能を有するもので、視覚障 害者が容易に使用し得るもの	6年
視覚障害者 用拡大読書 器	視覚障害者等であって、本装置により文 字を読むことが可能な障害者等	画像入力装置を読みたいもの(印刷 物等)の上におくことで、簡単に拡 大された画像(文字等)をモニター に映し出せるもの	8年
視覚障害者 用時計	視覚障害2級以上の学齢児以上の障害者 ただし、音声式は手指の触覚に障害が あるため触読式の使用が困難な者に限 る。	視覚障害者が容易に使用し得るも の	10年
聴覚障害者 用通信装置	聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害 を有する障害者等でコミュニケーション 、緊急事態等の手段として必要と認め られる学齢児以上の障害者等	一般の電話に接続することができ、 音声の代わりに、文字等により通信 が可能な機器であり、障害者が容易 に使用できるもの	5年
聴覚障害者 用情報受信 装置	聴覚障害者等で、本装置によりテレビの 視聴が可能になる障害者等	字幕及び手話通訳付の聴覚障害者 用番組並びにテレビ番組に字幕及 び手話通訳の映像を合成したもの を画面に出力する機能を有し、か つ、災害時の聴覚障害者向け緊急信 号を受信するもので、聴覚障害者が 容易に使用し得るもの	6年
人口咽頭	咽頭摘出術により音声言語機能障害者等 となり、コミュニケーション手段として 必要な障害者等	笛式(気管カニューレ)	4年
		電動式(電池、充電器)	5年
福祉電話 (貸与)		障害者が容易に使用し得るもの	なし
ファクシミ リ(貸与)	聴覚、音声機能又は言語機能障害3級以上 であってコミュニケーション、緊急連絡 等の手段として必要と認められる障害者	障害者が容易に使用し得るもの	なし

	視覚障害者 用ワードプ ロセッサ (共同利用)	視覚障害者等で学齢児以上の障害者等	編集、構成機能を持ち、日本点字表 記法に基づき入力した文章を自動 的に点字変換が可能で点字プリン ターとの連動により点字図書の作 成及び音声化ができるもの	なし
	点字図書	視覚障害者等で、情報の入手を点字によ り行っている障害者等	点字により作成された図書	なし
排泄 管理 支援 用具	ストーマ装 具(ストー マ用品、洗 腸用具)	高度の排便機能障害である障害者等 高度の排尿機能障害である障害者等		
	紙おむつ (さらし、ガ ーゼ等衛生 用品を含 む)	脳原生運動機能障害であって意思表示が 困難な障害者等		
	収尿器	脊髄損傷等による排尿障害(特に失禁の ある場合)により、必要とする障害者等	男子用普通型	1年
			男子用簡易型	
女子用普通型				
女子用簡易型				
住宅 改修 費	居宅生活動 作補助用具	下肢・体幹機能障害又は乳幼児期以前の 非進行性脳病変による運動機能障害(移 動機能障害に限る。)を有する障害者等 であって3級以上の障害者等(ただし、特殊 便器への取替えを行う場合は上肢機能障 害2級以上)	障害者等の移動等を円滑にする用 具で小規模な住宅改修を伴うもの	原則1回の みの給付